健生発0120第48号
令和８年１月20日

各 ⎛都道府県知事⎞
 ⎜保健所設置市長⎟ 殿
 ⎝特 別 区 長⎠

厚生労働省健康・生活衛生局長
（公　印　省　略）

旅館業における衛生等管理要領の一部改正について

旅館業における衛生管理等については、かねてから営業者に対する適切な指導をお願いしているところですが、今般、旅館業における生活環境への悪影響の防止に関する旅館業法（昭和23年法律第138号）の考え方について整理し、旅館業における衛生等管理要領(「公衆浴場における衛生等管理要領等について」（平成12年12月5日付け生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知)別添３）の一部を別紙のとおり改正し、令和８年１月20日より適用することといたしましたので、改正の内容について十分御了知の上、各地域の実情を踏まえ、必要な場合には条例の改正等を行うなど、適切な対応をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

別紙

〇公衆浴場における衛生等管理要領等について（通知）　新旧対照表

（傍線部分が改正箇所）

改　正　後	改　正　前
別添３　旅館業における衛生等管理要領	別添３　旅館業における衛生等管理要領
Ⅰ　（略）	Ⅰ　（略）
Ⅱ　施設設備	Ⅱ　施設設備
第１　旅館・ホテル営業の施設設備の基準	第１　旅館・ホテル営業の施設設備の基準
１～７　（略）	１～７　（略）
８　（略）	８　（略）
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（略）
(5)　（略）	(5)　（略）
1)　（略）	1)　（略）
2)　（略）	2)　（略）
①　（略）	①　（略）
②　Ⅵ４の 2)の要件に該当する ICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。	②　Ⅴ４の 2)の要件に該当する ICT を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。
3)　（略）	3)　（略）
９～34　（略）	９～34　（略）
第２　簡易宿所営業の施設設備の基準	第２　簡易宿所営業の施設設備の基準
１　（略）	１　（略）
２　（略）	２　（略）
(1)　（略）	(1)　（略）
1)　（略）	1)　（略）
2)　Ⅵ４の 2)の要件に該当する ICT を活用した方法によ	2)　Ⅴ４の 2)の要件に該当する ICT を活用した方法によ

別紙

り本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。 (2)・(3)　（略） ３～８　（略） 第３・４　（略） Ⅲ・Ⅳ　（略） Ⅴ　周辺地域の生活環境への悪影響の防止 （旅館業法の趣旨目的など） １　旅館業法には、旅館業における善良の風俗の保持を目的として各規定を置いているところであり、各都道府県等におかれては、地域の実情も踏まえながら、旅館業の適正な運営が確保されることが重要である。 （生活環境への悪影響を防止するための一定の規制） ２　このような旅館業法の趣旨目的を踏まえ、周囲の生活環境への悪影響が生じないようにすることが求められる。なお、具体的にどのような措置を講じるかは、地域の実情に応じて判断されるべきことではあるが、周囲の生活環境への悪影響を防止するための一定の規制を条例等で規定することは可能である。一部の都道府県等において定められている条例等の規定の例を参考として別表に示す。 （指導監督の考え方） ３　周囲の生活環境への悪影響の防止に関する指導監督等を行うに当たっては、以下の事項を参考にすること。 (1)　生活環境への悪影響があり、これを防止する措置を講じるよう指導しても改善が図られないなどの場合	り本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。 (2)・(3)　（略） ３～８　（略） 第３・４　（略） Ⅲ・Ⅳ　（略）

別紙

1)　旅館業法第７条の２第２項に基づき、当該営業者に対し、命令することができる。その際、必要に応じ、同法第７条第１項に基づく報告徴収・立入検査を実施することも考えられる。 2)　旅館業法第７条の２第２項の命令に違反した場合には、同法第８条柱書に該当し、同条に基づき営業の許可取消や営業停止を命令することができる。 3)　加えて、旅館業法第７条第１項の報告徴収・立入検査違反、同法第７条の２第２項の命令違反、同法第８条の命令等への違反が認められる場合、同法第 10 条第２号、第 11 条第２号及び同条第３号の罰則の適用対象となる。 4)　なお、各都道府県等の条例等において、生活環境への悪影響を防止するための措置を規定している場合、当該措置に違反し、指導を実施しても改善が図られない営業者に対しては、上記 1)～3) と同様の措置をとることが可能である。 (2)　無許可営業の場合 旅館業法第 10 条第１号の罰則の適用対象となる。また、同法第７条の２第３項に定める場合には、同項に基づく営業停止を含む緊急命令の発令が可能であるほか、当該命令違反が認められる場合は、同法第 11 条第３号の罰則の適用対象となる。 Ⅵ～Ⅷ　（略） （別表）条例等の規定の例 ・　宿泊者や周辺住民が苦情を申し立てる場合に、適切かつ迅速に連絡をすることができるよう、施設の外部から見やすい場所に標識（営業者氏名、施設名称及び連絡先などを記載したもの）を設置することや、当該連絡を受けた際、適切かつ迅速に対応できるよう、責任者を定める等の体制を整備すること。 ・　旅館業の許可を受けようとする者は、営もうとする旅館業の	 Ⅴ～Ⅶ　（略）

別紙

内容について、許可を受ける前に、周辺住民に説明すること。 ・　宿泊者に対し、周辺住民の生活環境の悪化を防止するために、騒音・ごみ処理等に関するルールや施設の使用方法を説明すること。 ・　宿泊者が騒音等により周囲に迷惑をかける行為を行う場合にあっては、当該宿泊者に対し、当該行為を中止するよう求めること。	